

令和4年度 国民健康保険中央会事業報告

【I】事業概況

1. 「国保連合会・国保中央会のめざす方向」の策定

(1) 「国保連合会・国保中央会のめざす方向」の策定

- 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）及び国民健康保険中央会（以下「中央会」という。）では、平成27年9月に「国保連合会・国保中央会のめざす方向」を、平成30年9月には「国保連合会・国保中央会のめざす方向2018」を取りまとめたが、以後の環境変化等に対応し、中長期的な視野に立って、今後のあり方を検討するため、新たな「めざす方向」（以下「めざす方向2023」という。）を策定することとした。
- 「めざす方向2023」の策定にあたっては、「国保連合会・国保中央会のめざす方向」検討委員会（以下「めざす方向検討委員会」という。）を令和3年10月以降11回（うち令和4年度は5回）開催し、精力的に議論を行った。
- めざす方向検討委員会での最終取りまとめ案は、令和5年3月の全国国保連合会総合調整会議（以下「総合調整会議」という。）、同年3月の定期理事会、定期総会において、それぞれ承認を得て、「めざす方向2023」として策定した。
- 「めざす方向2023」は、「連合会・中央会が一体となって業務を遂行していく上で、役職員一人ひとりが持つべき共通の理解や認識」、「連合会・中央会の現状、課題、今後の対応方針等について、保険者等の関係者と認識を共有する際の基本的な方向性・考え方」として位置付けるものとした。その上で、連合会・中央会のめざす方向として、①医療・保健・介護・福祉の総合専門機関としての地方自治体への貢献、②審査支払業務の充実・高度化の推進、③データヘルス改革の展開、④連合会のノウハウ等を活用した地域づくり等への幅広い貢献、⑤連合会・中央会における強固な事業運営基盤の確立、を掲げた。
- なお、「めざす方向2023」の策定に向けた議論の過程では、めざす方向を実現していくにあたって制度改正等が必要な事項について厚生労働省に対し要望を行った。これを受け、厚生労働省においては事業の見直しや法解釈の明確化など対応いただいた。

(2) 策定に係る協議を通じた意識統一と一体感の醸成

- 「めざす方向 2023」の議論の過程では、令和 4 年 5 月及び令和 5 年 1 月から 2 月の二巡にわたり、地方協議会での協議を通じて、各連合会からの意見を聴取した。
また、令和 4 年 8 月には、各連合会・中央会において、職員への説明及び職員からの意見聴取を行った。
- このように、「めざす方向 2023」の策定においては、策定の目的である「役職員一人ひとりが持つべき共通の理解や認識」の醸成に資するような過程を経ながら、めざす方向委員会で検討を行い、取りまとめに至った。

2. 次期国保総合システムの更改作業等の着実な推進

(1) 令和 6 年度更改への対応

- 令和 3 年 3 月に策定した「審査支払機能に関する改革工程表」（以下「改革工程表」という。）において、令和 6 年度の「整合性の実現」として以下の内容が掲げられている。

【令和 6 年度国保総合システム更改時に実現を目指す内容】

- ・ 国保総合システム全体をクラウド化
- ・ 受付領域の共同利用
- ・ 審査領域の業務要件の整合性の確保

- この内容を踏まえて、以下の更改方針及び主な対応事項などを取りまとめた次期国保総合システム情報化構想書に基づき、設計・開発・試験等の開発作業を進めた。

【更改方針】

- ①インフラ環境の拠点化・クラウドサービス化
- ②受付領域の共同利用
- ③システム更改に向けた業務アプリケーションの改修

【主な対応事項】

- ①システム基盤としてクラウド環境の設計・構築
- ②インフラ環境変更（クラウド化）に伴う移植対応
- ③アプリケーション改善・機能追加
- ④コンピュータチェック改修（受付領域の共同利用他）
- ⑤審査支援統合対応

- 社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）との受付領域の共同利用については、支払基金及び関係事業者との間で開発に必要となる協議を進め、令和 4 年 8 月より開発作業に着手した。

(2) 令和 8 年度共同開発への対応

- 審査支払システム共同開発アドバイザーボードに参画し、令和 8 年度の審査支

払領域の支払基金との共同開発・共同利用に向けた議論を行った。

- 審査支払システム共同開発作業班において、共同開発・共同利用の基本方針について議論を進めた。

(3) 令和5年度開発に係る国庫補助要請

- 次期国保総合システムの令和5年度開発に要する費用のうち、連合会が準備する財源で不足する額について、国庫補助を獲得するため、令和4年6月の定期総会において決議を採択し、厚生労働大臣をはじめ、主要な国会議員及び関係省庁等に陳情を行った。その結果、政府の令和4年度第2次補正予算において57億円が措置された。

(4) 開発費用及び運用費用の財源確保

- 令和6年度及び令和8年度の開発経費及び運用経費の確保に関して、厚生労働省に対して、連合会の審査支払事業の非課税化やICT積立資産の上限の見直し等について要望するとともに、国民健康保険財政安定化基金の活用等について協議を進めた。

3. 各種標準システムの更改方針等の策定と安定運用

(1) 国保総合システムの安定運用

- 制度改正等への対応として以下の改修を実施するとともに、問合せ等への対応など連合会への運用支援を行った。
 - ・ 令和4年度診療報酬改定に係る対応
 - ・ 高齢者窓口負担割合変更対応
 - ・ 訪問看護療養費レセプト電子化対応（～令和5年度）
- 機能改善として保険者サービス系において以下の改修を実施した。
 - ・ 機械整理番号に係る対応
 - ・ 特定健診用被保険者データ変換ツールに係る対応
 - ・ 世帯に係る高額療養費の支給簡略化対応/高額療養費（外来年間合算）支給申請書受付の登録方法追加対応
 - ・ 中間サーバ連携用インタフェースの機能追加対応
 - ・ 同日得喪に係る対応

(2) 後期高齢者医療請求支払システムの安定運用

- 令和8年度の機器更改に向けて、クラウド化・国保総合システムとの統合等について検討を行った。
- 診療報酬改定対応、高齢者窓口負担割合変更対応を実施するとともに、問合せ等

への対応など連合会への運用支援を行った。

(3) 国保保険者標準事務処理システムの安定運用

- 中央会が事務局を担っている、国保事業費納付金等算定標準システム検討会及び国保情報集約システム・市町村事務処理標準システム検討会において、厚生労働省と連携して制度改正対応や必要な機能改善等の協議を行った。

① 国保事業費納付金等算定標準システム

- 以下の改修（結合試験工程以降）を実施するとともに、都道府県及び運用受託連合会における納付金等算定業務の運用支援を実施した。
 - ・ 保険料水準統一に係る加減算項目の設定追加対応
 - ・ 高額医療費負担方式における都道府県共同負担選択可能範囲の拡張対応

② 国保情報集約システム

- 令和6年度の機器更改（クラウド化）に向けて、厚生労働省と連携しシステム構成の検討及び開発業者の調達を行うとともに、全体スケジュールやシステム構成等の概要に係る連合会向け説明会を実施した。
- オンライン資格確認等に係る中間サーバーとの連携機能について、以下の改修などを実施するとともに、当該機能等に係る連合会向け説明会を実施するなど運用支援を行った。
 - ・ 国保情報集約システムの画面を用いたDVフラグ等の登録機能の追加対応
 - ・ DVフラグ等の修正対象者の確認機能の追加対応

③ 市町村事務処理標準システム

- 既に導入されている419市町村に加え、新たに導入された137市町村に対し、適切な導入支援（説明会・研修会等の開催）を行い、令和4年度末で稼働団体は556市町村となった。
- 以下の改修を実施するとともに、導入市町村へ問い合わせ対応等の運用支援を行った。
 - ・ 政令指定都市向け機能改修
 - ・ マイナポータル公金口座へ対応するための機能改修
 - ・ 共通納税に対応するためのQRコード出力等の機能改修
- 国民健康保険システムの標準化について、国民健康保険システム標準仕様書【第1.0版】を令和4年8月末に公開した後、検討会、自治体ワーキングチーム及びベンダワーキングチームを開催し、デジタル庁における追加整理事項及び制度改正、標準仕様書【第1.0版】の持ち越し事項等について取り込みを行い、令和5年3月末に同標準仕様書【第1.1版】を公開した。

(4) オンライン請求システム等の安定運用

- 制度改正等への対応として以下の改修を実施するとともに、問合せ等への対応など連合会への運用支援を行った。
 - ・ 令和4年度診療報酬改定に係る対応
 - ・ 高齢者窓口負担割合変更対応

- 令和4年4月及び5月にオンライン請求NWにおける同時接続数の上限超過により、医療機関等からオンライン請求システムへの接続がしづらい事象が発生したことから、その対策として同時接続数の増強等を行った。

(5) 後期高齢者医療広域連合電算処理システムの安定運用

- 制度改正への対応として以下の改修を実施するとともに、安定的な運用保守対応を行った。
 - ・ 高齢者の窓口負担割合見直しへの対応
 - ・ マイナポータル公金口座の登録制度の開始に係る対応
 - ・ 限度額適用認定証等の性別欄削除への対応 等

- 次期システム機器更改（クラウド化対応）について、結合試験工程に遅延が生じたことから、当初計画（令和4年度～5年度）を1年延伸し、令和6年度までの対応とする計画変更を行った。

(6) 保健事業に係るシステムの安定運用

① 特定健診等データ管理システムの安定運用

- 令和4年10月の後期高齢者の窓口負担割合の見直し（所得区分の細分化）や令和5年度中に開始が予定されているマイナポータル等を通じた事業主健診（40歳未満）情報の閲覧に対応するため、所要の改修を行った。

- 令和6年度から開始される第4期特定健康診査等実施計画期間に向けて国が設置する改修等について協議を行うワーキンググループ等に構成員として参画した。

- 次期システムの更改方針策定に向け、ベンダーロックインを回避するため、現行保守ベンダーに新規ベンダー3社及び複数のクラウド事業者等を加えた計7社の参加による「次期システム検討会」を下期より立ち上げ、参加ベンダーからの提案や情報提供に基づいて、運用・保守コストを現状より低減可能とするためのシステム構成案の検討に着手した。

なお、令和4年度に実施予定であった実現性検証（PoC）については、本システム固有課題への検討を優先することとしたため、令和5年度に実施を延期した。

② KDB システムの更改方針等の策定と安定運用

- 令和 4 年度診療報酬改定、機能改善への対応やシステムの安定稼働の支援等を行うとともに、令和 6 年に予定しているシステム更改に向け、令和 3 年度に取りまとめた情報化構想書に基づき更改に係る開発業者の調達を実施し、令和 4 年 8 月に開発に着手した。

(7) 介護保険審査支払等システム等の更改方針の策定と安定運用

- 令和 7 年の介護保険審査支払等システム及び電子請求受付システム更改については、デジタル庁及び厚生労働省の早期クラウド化の意向を踏まえ、クラウドリフトをする方針とし、システム委員会等の議論を経て、令和 4 年 9 月の総合調整会議において更改方針を取りまとめた。

また、本方針に基づき、開発事業者の調達に向け、システム部会における協議内容を踏まえた情報化構想書を整理のうえ、調達を実施した。

- 現行システムにおいては、制度改正対応等の機能改修を実施するとともに、問合せ等への対応など連合会への運用支援を行った。

なお、令和 4 年 4 月末に発生したハードウェア故障に伴うシステム障害については、早期の復旧に努めるとともに原因究明を行い、異常の早期発見及び発生予防等について対策した。

- ケアプランデータ連携システムについては、令和 5 年 4 月からのシステム本稼働に向け、開発作業及び稼働環境の構築を行った。また、利用事業所に対する説明会等を実施し、本稼働後の安定稼働を図った。

- その他、現在厚生労働省が運営している LIFE(科学的介護情報システム)を含め、介護関連データの利活用に向けた介護情報基盤の整備等について、国と連携して、システム開発及び運用の実現可能性について検討を行った。

(8) 障害者総合支援給付審査支払等システムの更改方針等の策定と安定運用

- 令和 7 年の障害者総合支援給付審査支払等システム及び電子請求受付システム更改については、デジタル庁及び厚生労働省の早期クラウド化の意向を踏まえ、クラウドリフト化をする方針とし、システム委員会等の議論を経て、令和 4 年 9 月の総合調整会議において更改方針を取りまとめた。

また、本方針に基づき、開発事業者の調達に向け、システム部会における協議内容を踏まえた情報化構想書を整理のうえ、調達を実施した。

- 厚生労働省への疑義照会や連合会への各種情報提供を実施するとともに、問合せ等への対応など連合会への運用支援を行った。

- 令和 5 年 4 月から稼働した国の障害福祉サービスデータベースへのデータ連携業

務を行うため、障害者総合支援システムの改修を行った。

(9) 今後の標準システムの開発・運用方針等を踏まえた対応

- 令和3年度よりシステム委員会等で検討してきた「標準システムの開発・運用に係る方針決定の在り方」（以下「方針決定の在り方」という。）について、令和4年6月の総合調整会議において取りまとめを行った。

「システム開発プロセス標準」等、関係規程類の見直しを進めるとともに、今後の標準システムにかかる更改作業については、この「方針決定の在り方」に則り実施していく。

- 各システムのクラウド化に向けた実現性検証において、検証漏れを防止するとともに作業の効率化を図るためのガイドラインを策定した。

(10) 情報セキュリティ対策の推進

- 業務系及び情報系ネットワークについて、安全かつ安定的な稼働を実施するため、監視及び運用保守を実施した。また、働き方改革に関連した在宅勤務の導入について、中央会に適した手段・方法などについて検討を実施した。

また、情報系ネットワークの更改作業について年度内に完了した。

- 医療保険部及び情報システム部については、令和4年3月に認証機関による拡大審査を受審し、ISMSの適切な運用が評価され同年5月に認証された。これにより、中央会のシステム担当部署全てがISMS認証を保有することとなった。

(11) 標準システムの開発・運用を効率的に進めるための体制の見直し

- 標準システムの開発・運用の効率化に向け、クラウド化に伴い連合会から中央会へシステム運用保守業務が移管されることを踏まえ、必要な対応について検討を進めた。

(12) 標準システムのインボイス制度への対応

- 連合会向けの説明会を開催するとともに、財務省及び国税庁と協議を重ね、連合会におけるインボイス制度への対応方針について取りまとめ、連合会へ通知するなど、円滑な運用に向けた必要な対応を行った。

- なお、各標準システムにおいては、審査支払手数料や各種ライセンス料に関して、請求書に必要な項目を追加するなど必要な改修を進めた（～令和5年度）。

4. 審査支払業務改革の推進

(1) 審査基準及びコンピュータチェックの統一の推進

- 全国8割以上の連合会が採用している審査基準を全国統一の基準とする「審査委

員会の取り決め事項」の統一の取組を継続して実施し、令和4年度末までに793項目（医科480項目、歯科313項目）の審査基準の統一を行った。（令和3年度：704項目（医科473項目、歯科231項目））

- 各都道府県における「審査委員会の取り決め事項」については、全連合会より収集した約18,000項目（内訳は、医科15,042項目、歯科2,686項目、調剤313項目）の中から告示・通知に係るもの等を除いた約9,000項目を対象に中央会で精査・分類を行った。なお、医科については、検査関連項目（約3,600項目）、検査以外の項目（約4,400項目）に更に分類した。
- 医科のうち、検査関連項目（約3,600項目）については、各連合会へ再調査を行い、取扱いの根拠が記された約810項目を対象に医科審査基準統一推進検討会等で協議を行い、全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会にて令和4年度末までに26項目を全国統一基準として取りまとめた。
なお、検査以外の項目（約4,400項目）についても、各連合会へ再調査を行い、取扱いの根拠が記された約320項目を対象に医科審査基準統一検討会等で協議を行った。
- 歯科については、2,686項目の中から告示・通知に係るものを除いた約800項目について各連合会へ再調査を行い、取扱いの根拠が記された約110項目を対象に歯科審査基準統一推進検討会等で協議を行った。
- 厚生労働省が設置した「審査支払機関における審査の判断基準の統一化を推進するための連絡会議運営部会」に参画し、支払基金と国保との審査基準の統一に向け、協議した結果、令和4年度末までに647項目（医科398項目、歯科249項目）を全国統一基準として取りまとめた。（令和3年度：593項目（医科368項目、歯科225項目））
- 審査支払業務検討委員会では、「めざす方向2023」への反映を念頭に、国保が行う審査支払業務の高度化について、①医療機関単位の審査、②保険者の行うレセプト点検、③審査情報の利活用、④査定率に関する整理、⑤レセプトデータの利活用の5つの検討項目を選定し協議を行った。
その協議結果を「地域保険の特性を踏まえた国保における審査手法の高度化等の検討に関する報告書」として取りまとめ、令和4年8月の総合調整会議に最終報告を行った。
- コンピュータチェックの統一に向けて、単月点検(医学的判断を伴わないSランプ、医学的判断を伴うVランプ)は、段階的に令和3年度までに全国統一(共通設定)を完了していたが、残りの縦覧(過去月)、横覧(入院・外来)、突合(医科・調剤)チェック等全てのコンピュータチェックについて、令和4年10月審査において全国統

－（共通設定 100%）を達成した。

（2）審査の充実・強化のための対応

① 特別審査

- 新型コロナウイルス感染症拡大の長期化による請求件数の増加（月平均 350 件・7%増）については、厚生労働省から示され適宜更新される「新型コロナウイルス感染症診療の手引き」を踏まえ、薬剤の適応、使用量、検査回数等について、審査事務共助の効率化を図りながら適切に対応した。
- 特別審査委員会対象レセプトの見直しについては、厚生労働省保険局通知（令和 4 年 9 月 30 日付）のとおり、特定機能病院（臨床研究中核病院を含む。）について、38 万点以上から 35 万点以上へ引き下げるとともに入院外レセプトを対象外とされた。これを受け、見直しに伴うシステム改修等を行い、令和 5 年 4 月審査分（令和 5 年 3 月診療）より実施した。

② 連合会における審査

- 連合会に対して、算定ルール・審査支援チェック項目等の使用状況、査定状況等についての情報提供を行うとともに、コンピュータチェックの精緻化、未実施項目の整理、請求内容の分析、審査状況の把握・分析を実施し、全連合会における査定率向上への取組を支援するとともに、特別審査における高額査定事例や疾患別の主な査定事例を取りまとめ、毎月、連合会に情報提供を行った。
- 審査事務共助の充実のため、質の高い優秀な審査担当職員の養成を目指した「国保連合会審査担当職員研修（エキスパート研修）」を実施するとともに、第 8 回「審査事務共助知識力認定試験」を実施した。
さらに、審査事務共助知識力認定試験のフォローアップとして、テレビ会議システムを用いた研修を行った。
- 連合会の審査担当部署に初めて配属される新規採用者及び異動者に対し、診療報酬体系等初歩的な知識及び画面審査システムの基本操作等の習得を目的とした「国保連合会審査担当初任者研修」を実施した。
- 連合会及び中央会で実施する研修の充実・強化を図っていくため、連合会を主体とした「審査担当育成研修チーム」を令和 4 年 6 月に設置し、全国で活用できる研修資料の作成や研修方法の研究・検討を行っていくこととした。

（3）さらなる効率的な審査業務のための対応

- 令和 2 年 9 月に立ち上げた「療養費システム検討ワーキンググループ」における検討結果について、令和 4 年 8 月に「療養費システム検討ワーキンググループ報告書」を作成し、連合会へ周知した。

- 国の動きとして、令和 4 年 1 月から「柔整療養費を施術管理者に確実に支払うための仕組み」の一環としてオンライン請求の導入について社会保障審議会医療保険部会柔道整復療養費専門委員会にて検討が開始された。こうした動きを踏まえ、まずは実務的課題等について検討を行うため、中央会に「柔道整復療養費のオンライン請求導入等に関するワーキンググループ」を設置し、これまで計 3 回課題整理等の協議を行った。

5. オンライン資格確認等システムの安定運用及び開発等の推進

(1) 中間サーバー等の安定的かつ効率的な運営

- 平成 29 年 11 月より稼働している医療保険者等向け中間サーバー等については、中央会、支払基金で構成する医療保険情報提供等実施機関において運用・保守業務を実施しており、大きな障害等も発生せず、稼働当初と比較して安定的な運用を実施した。

(2) オンライン資格確認等システムの安定的かつ効率的な運営

- オンライン資格確認等システムは令和 3 年 10 月から本格運用を開始し、医療保険者の利便性向上のため機能改修を行うなど、安定かつ効率的な事業運営を実施した。また、令和 4 年 9 月から診療情報閲覧機能の利用を開始した。
- 令和 4 年 10 月に政府から示されたマイナンバーカードと健康保険証の一体化に関して、デジタル大臣・総務大臣・厚生労働大臣を構成員とする「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会」のもとに設置された専門家ワーキンググループにおいて、構成員を務める中央会会長から、保険者の現場実務において混乱を来たさぬよう検討を進めることやシステム改修に係る国の財政支援を要望した。
- その後、令和 5 年 2 月に検討会としての中間取りまとめが行われ、令和 5 年 3 月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案」が国会に提出された。

(3) オンライン資格確認等システムの基盤を活用したデータヘルス集中改革プランへの対応

- オンライン資格確認等システムの基盤を活用した電子処方箋管理サービスは、令和 5 年 1 月から運用を開始し、準備が完了した医療機関や薬局から利用を開始した。
- 政府の医療 DX における取組みの一つである「診療報酬改定 DX」の取組の一環として、地方単独公費負担医療に係るマスタの作成及びその運用ルールの整備を行う

に当たり、厚生労働省からの依頼を受けて、その検討体制として自治体や連合会等の職員からなる作業チームを設置し、その事務局を中央会が実施することとした。

- なお、令和 5 年 3 月に「医療 DX 推進本部幹事会」（関係省庁の副大臣・幹部職員等により構成）において「医療 DX の推進に関する工程表（骨子案）」が取りまとめられ、パブリック・コメントが実施された。

6. 保険者機能の発揮等保険者・自治体への支援

(1) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施への取組

- 令和 2 年 4 月より開始されている高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について、実施の目途が立っていない市町村に対し、よりきめ細かな支援を行うため、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る支援者研修会」（事前動画配信及び WEB 研修）を開催した。
- また、未実施市町村等への立ち上げ支援や取組の推進を支援するため、市町村等を含めた関係機関を対象に、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進に向けた研修会（ウェビナー形式）」を開催した。
- KDB システムの利活用の更なる推進を図るため、「高齢者保健事業と介護予防の一体的実施に向けた医療専門職のための KDB システム活用マニュアル」を改訂し、令和 5 年 3 月末に公表した。

(2) 保健事業の推進

① データヘルス計画の実施支援等

- 保健事業・データヘルス等推進委員会において、中央会が保健事業・データヘルスに取り組んでいく上での基本的な方針について整理し、令和 5 年 2 月に「令和 5 年度の中央会保健事業の基本的な方針について」を取りまとめた。
- 令和 5 年度は多くの保険者において第 2 期データヘルス計画の最終評価と第 3 期計画策定を行う予定である。これらの支援を連合会が行うため、国の「データヘルス計画策定の手引き」作成に向けた動向を踏まえつつ、「国保・後期高齢者ヘルスサポート事業ガイドライン」の改訂作業を行った。

ア. 特定健診・特定保健指導の推進

- 厚生労働省主催の「第 4 期特定健診・特定保健指導の見直しに関する検討会」に参画した。

イ. 糖尿病性腎症重症化予防事業の横展開

- 糖尿病性腎症重症化予防事業の大規模実証事業として 3 年間にわたり国にお

いて行われた事業結果について、令和 4 年度連合会保健師研修会を開催し、連合会保健師及び担当者向け研修資料として動画配信した。

- 全国の連合会で令和 3 年度に開催された糖尿病性腎性重症化予防セミナーについて、令和 4 年度に実施状況調査を実施し、集計報告を作成し推進のため周知した。

ウ. KDB システムの活用推進

- KDB システムの利活用を促進するとともに、データ分析等による保険者支援に積極的に取り組むことができるよう、システムの操作方法やデータ分析の手法に加えて、システムを活用した企画・提案力の向上等を目的とした連合会職員向け研修会（「KDB 利活用推進研修会」）を開催した。
- KDB システムがデータヘルス推進に資するプラットフォームとして保険者等に継続して活用されるよう、KDB システム部会と国保連合会保健師部会の合同会議を開催し、標準システムとしてのあるべき姿や利用者ニーズに即した機能見直しの方向性等についての検討に着手した。
- KDB データを活用した腎機能予測結果還元プロジェクトについて、前年度より開始したモデル事業を継続し、実用面における課題の検証や今後の取組の方向性について検討した。また、自治体や連合会の担当者向けにプロジェクトの概要やモデル事業における予測結果の活用事例等を紹介する説明会を開催した。
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施や地域包括ケアシステムの推進に向けて、介護情報をはじめとする KDB システム等のビッグデータの活用方策に関する調査研究事業に参画した。

エ. 日本健康会議への取組

- 日本健康会議の「健康づくりに取り組む5つの実行宣言2025」の取組に対する「支援のあり方検討班」を設置し、実行宣言に関する取組について、連合会の関与等の事例集を取りまとめ、連合会の取組の参考情報として周知した。
- 令和 4 年 10 月に開催された「日本健康会議 2022」において、宣言 1、2 を中心に、国保保険者代表としての発表を行った。この中で、事例集の中から選定した連合会の事例も 2 件発表した。

オ. 保健事業・データヘルスの今後の取組に関する検討

- 保険者協議会中央連絡会において、保険者間データ連携の実現に向けた課題を検討するとともに、保険者間で連携・協力した取組の情報を共有した。

○ 地域における生涯を通じた健康づくり及び医療費適正化を推進する観点から、全国健康保険協会と協働した事業として、被用者保険の被扶養者に対するハイリスクアプローチ、住民全体に対するポピュレーションアプローチを、2地域で令和5年度からモデル的に開始し取組の横展開を行うための検討等を行った。

② 地域包括ケアシステム整備の推進

○ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を見据えた地域包括ケアシステムの構築・推進には、国保直診施設が行う地域医療が重要となることから、全国国保診療施設協議会と連携・強化を図った。

○ 都道府県在宅保健師等会全国連絡会については、保健事業に関する国の動向や、コロナ禍を踏まえた保健師等による災害対応・市町村支援等についての講演、在宅保健師等会の地域づくりに関連した活動についての事例発表等を収録したDVDを令和5年2月中旬に全連合会あてに送付した。

③ 新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種等への対応

○ 令和3年度から継続して、住民票所在地外の医療機関等で接種を受けた者に係る予防接種等費用の請求支払事務が連合会において円滑に実施されるよう、厚生労働省等の関係機関と連携を行い必要な連絡調整を行ったほか、国保総合システムの運用支援を実施した。

○ 令和4年5月下旬からの4回目接種及び同年10月中旬からのオミクロン株対応ワクチン接種への対応について、厚生労働省からの協力依頼を受けて、必要なシステム改修等を行い、連合会における円滑な業務の実施を支援した。

・令和4年4月～令和5年3月受付分の件数： 1,262万件
・令和4年4月～令和5年3月受付分の金額：346億3,178万円
(いずれも住民票所在地外接種分の実績、予診のみの実績を含む)

○ 令和5年度は重症化リスクが高い者等に対しては5月から、接種可能な全ての者に対しては9月頃から追加接種を実施することが令和5年3月に決定され、引き続き厚生労働省からの依頼に基づき、必要な対応を行っていくこととした。

○ また、コロナ禍で浮き彫りになった課題への対応として、令和4年12月に感染症法の改正が行われ、新興感染症の流行初期段階において適切な医療が確保されるための特定の医療機関への減収補償措置（流行初期医療確保措置）の仕組みが創設された（令和6年4月1日施行）。連合会・中央会は国保・後期分の費用請求支払業務を担うこととなり、令和5年2月にシステムの改修に着手した。

- 加えて、令和4年6月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、予防接種事務全体のデジタル化に取り組むとの方針が示され、令和4年12月にそれを踏まえた予防接種法の改正が行われ、連合会・中央会が予防接種の費用請求支払及び予防接種記録・予診情報管理等の業務を担うこととなった（施行は公布の日から起算して3年6月を超えない範囲内において政令で定める日）。このため、令和5年度よりシステム開発を行うこととなった。

④ 風しん対策への対応

- 連合会において請求支払事務が円滑に実施されるよう、厚生労働省等の関係機関と連携を行い、必要な連絡調整を行うとともに、国保総合システム（風しん対策システム）の運用支援を実施した。
- 連合会における事業の収支状況を調査し、厚生労働省へ報告するとともに、状況改善に向けた交渉・調整を実施した。
- 令和5年度以降の事業受託については、事業の収支状況が改善されることを前提として、引き続き協議を行うこととしていたが、厚生労働省において、健全な業務運営を担保することを目的として、固定費（システム経費等）に関して国庫補助が措置されることとなった。同措置を受け、令和5年度は継続して事業を受託することとなった。

(3) 保険者努力支援制度等を活用した保険者機能の発揮への支援

- ① 国保の保険者努力支援制度や介護保険の保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金のインセンティブを活用した取組への支援
 - 保険者において保険者努力支援交付金等の活用が進むよう、KDBシステムの活用促進、情報提供等の支援を行った。
- ② 保険者協議会の活動の推進
 - 保険者協議会中央連絡会において、保険者データを組み合わせた取組の推進に係る現状や課題の説明を行うとともに、全国健康保険協会、健康保険組合連合会、中央会の三者で、担当ベースの打ち合わせを開催し、保険者間で連携・協力しての取組について、今後も継続して意見交換を行うこととなった。
- ③ 第三者行為求償事務の充実強化
 - 第三者行為求償事務研究会において、国や中央会における連合会の求償事務支援状況を説明し、連合会における実務的課題の改善に向けた取組みの共有を行った。
 - 第三者行為求償事務に係る損害保険団体との覚書の運用改善を図るため、国、損保6団体との協議を2回にわたって開催し、自賠責保険の清算の仕組みの改善

や令和4年度から開始した新しい一報制度の取組について協議を行った。

- 連合会における第三者行為求償事務の充実のため、担当者の習熟度別に研修を行った。初任者に対しては、基本的な知識の習得を目的として動画配信による講義を行い、管理職・事務経験者に対しては、専門知識の向上と連合会間の連携を目的として、対面での研修を行った。

④ 保険者支援事業の実施

- 国保事業の安定化を支援するため、国保保険料（税）等に係る基礎力向上研修を開催し、保険料（税）適正算定マニュアルの普及促進を図った。
- 海外療養費不正請求対策事業の推進のため、連合会等へ向けて、業務実績一覧や不正請求事例の情報提供を行った。
- 後発医薬品差額通知コールセンターの運営について、問合せ状況や傾向の情報提供を毎月行った。
- 厚生労働省からの依頼により、現在実施している「特定技能外国人受入れ制度における国民健康保険の加入促進に係る情報連携」のスキームを活用し、「国民健康保険の被保険者である外国人のうち、在留資格の変更により、国民健康保険へ加入ができない在留資格（特定活動のうち、医療滞在やロングステイ等）となった者」に係る市町村への身分事項等の情報提供に関する業務について、連合会及び中央会が引き受けることにした。

（4）介護保険事業の推進

- 介護保険制度の安定的な事業運営のため、関係機関との連携を密にし、連合会において円滑な審査支払等業務が行えるよう対応した。
- 市町村における介護給付適正化事業の推進については、適正化の更なる推進のため、連合会を通じた支援に努めるとともに、第6期介護給付適正化計画の策定に向け、厚生労働省と検討を行った。

（5）障害者総合支援事業の推進

- 連合会における審査支払等業務の円滑実施に向け、市町村においても連合会に登録されている台帳情報や請求情報を参照できる仕組みを構築した。
- 市町村における二次審査のあり方を検討するため、また、二次審査の取り組みに関する好事例を取りまとめるため、令和5年1月から2月にかけて、アンケート調査を実施した。

- これら審査機能の充実・強化にあたっては、都道府県、市町村、連合会や厚生労働省などをメンバーとした「障害者総合支援法等審査事務研究会」において検討を行った。

(6) 国保制度改善強化に向けた取組

- 全国知事会、全国市長会、全国町村会をはじめとする自治関係団体と連携し、医療保険制度の一本化等を決議として採択する国保制度改善強化全国大会を開催した。開催にあたっては、新型コロナウイルス感染拡大防止の対策を徹底した。
- 同大会においては、次期国保総合システムの更改等に要する費用について、保険者に追加的な財政負担が生じないように、国の責任において財政措置を講じるよう決議し陳情活動を実施した。

7. 効果的で効率的な事業運営の実施と人材の育成・確保

(1) 国保中央会定款の変更

- 中央会を取り巻く情勢の変化や一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の改正等を踏まえ、中央会の定款について、現行の法令及び業務実態に即した規定の一部改正を行った。
また、事務の効率化を図るため、これまで書面で行うとしていた事項について、今後、別途総会で定めることにより、電磁的記録・電磁的対応により代替できる旨の規定を新設した。

(2) 令和5年度における連合会負担金の協議

- 令和7年度のシステム更改を見据えた介護保険審査支払等システム及び障害者総合支援給付審査支払等システムに係る令和5年度以降の負担金について、また、令和6年度機器更改に係る国保情報集約システム初期構築負担金について、それぞれ総合調整会議や地方協議会会長県会議、地方協議会での協議を経て、令和4年10月の臨時総会において承認を得た。

(3) 効率的な事業運営の徹底及び業務効率化等によるコストの削減

- 地方協議会交付金の廃止、「全国国保連合会常勤役員会議」及び「全国国保連合会事務局長会議」の東京開催、中央会役職員の旅費負担の見直しなど、令和3年度に承認を得た中央会の経費節減策について実施した。
- 「時間外労働の削減」及び「有給休暇の取得」について、適宜、職員に勧奨を行い、職員の健康維持、仕事の取組み意欲の向上等の働きやすい職場の実現に向けた対応を行った。また、職員定数の増員や定期予防接種費用の請求支払業務等の新規事業の受託等を踏まえ、執務室の狭隘化を解消するための配置転換やテレワーク環境の検討を行った。

(4) 財源の確保・財務構造の改善

- 各連合会からの中央会負担金について、業務効率化に努めるなど適正な管理・執行を行うとともに、制度改正等に係るシステム改修経費については、国庫補助金の獲得に努め、連合会の負担の軽減を図った。

(5) 人材の育成・確保

- 令和3年10月に承認を得た令和4年度・5年度の中央会の人員体制及び負担金の方針に基づき、新卒採用及び即戦力としての中途採用の取組みを強化し、継続的に人員の確保に努めた。

また、システム関係業務における人材の育成・確保を目的として、令和4年3月に策定した「国保中央会システム人材育成・確保計画」の基本方針に基づき、職員へのヒアリング及びアンケート等を実施し、実行計画案の策定を進めた。

- 連合会職員及び中央会職員を対象として、業務の遂行に必要な知識の修得やマネジメント力等の向上を目的とした一般研修（階層別）及び専門研修（審査関係、保健事業関係、IT関係）を体系的に開催した。

また、保険者支援の更なる充実強化に資するため、データ分析等に必要な知識や分析手法の修得を目的とした医療費等データ評価・分析研修を実施した。

なお、中央会職員研修として、メンタリングによる後輩育成と自己成長を目的としたスキルアップ研修を、対象職員に実施した。

(6) 連合会・中央会の連携・協力体制の強化

- 令和4年度においては、連合会から中央会へ派遣いただいた職員66名と研修派遣1名の総勢67名が、中央会職員と一体となって業務を遂行した。

また、令和4年度の診療報酬改定に係る国保独自の対応のため、令和4年1月から5名の連合会職員を派遣いただき対応を進めた。

- 連合会派遣職員の心身の健康管理のため、中央会において従事する業務の状況の把握や、仕事を進めて行く上での悩みや相談への対応など、個別に面談を実施しフォローを行った。

- 審査支払機関改革への対応や各標準システムの更改、「めざす方向2023」に掲げた制度改正や税制改正等に関する要望の実現や国庫補助の獲得など、連合会及び中央会の将来にとっての喫緊の課題に対し迅速かつ効果的に対応するため、連合会及び地方団体等とより緊密な連携を確保し、また、国の関係機関等に対してより強力な働きかけを行うことができるよう、令和4年10月に時限的な措置として、渉外業務を担当する理事（常勤）を設置した。

(7) 適正な会計事務の実施

- 連合会への資産譲渡を前提とする国保総合システム開発負担金の令和4年度分の徴収・管理を行うとともに、実費弁償方式の判定に係る国税庁との協議結果について事務連絡を発出するなど、資産譲渡へ向けた準備を行った。
- 令和5年10月から開始されるインボイス制度（適格請求書等保存方式）に対応するため、登録番号を取得するとともに、関係部署の担当者と協議を重ね、共通認識に基づく制度対応方法をまとめることなど、適格請求書の交付に向けた必要な準備を行った。
- 電子帳簿保存法に基づく国税関係帳簿書類のデータ保存義務化については、法人税法上における保存義務者に該当しないため、引き続き書面での保存で対応することとした。
- 令和3年度決算及び令和4年度予算における障害者総合支援事業特別会計に係る事業費予算の未計上に伴い講じた再発防止策等に基づき、適正な予算執行管理を行った。

(8) 人事・給与制度の見直し

- 60歳以上の職員（勤務延長、再任用、期限付職員）の処遇について、定年年齢の65歳への引き上げや役職定年制の導入等の国家公務員法の改正内容等を踏まえて、対応方針案を令和4年12月の総合調整会議に示して協議を開始し、令和5年1月の各地方協議会の協議を経て、同年3月の定期総会において給与規程等各種規程の改正及び運用方針について承認を得た。

(9) 調査研究・統計・広報の充実

- 国保の現状に関する統計データや連合会・中央会の業務概要をまとめた冊子「国保のすがた」を作成し、連合会・市区町村に配布した。
また、国保制度改善強化全国大会や政府等への陳情活動においても参考資料として活用した。
- 「保険者別財政診断分析表」・「保険者規模別国保財政診断指数票」について、保険者に対する財政分析に係る支援をより一層充実させるために、令和2年度から作成した保険者別の「国保財政レポート」と共に連合会へ提供した。
また、上記資料を関係者において有効に活用いただけるよう、「国保保険料（税）等に係る基礎力向上研修」にて、国保における財政分析の基本的な視点や関連データの見方等に関する説明を行った。
- 「国民健康保険団体連合会事業の概況」について、連合会における事業の実状に合わせ掲載項目等の見直しを行った。

また、「国民健康保険の実態」を作成し、国保保険者及び一般向けに配布を行った。
加えて、「医療費の動向」「医療費速報」等の統計資料について、月次・年次等の単位で資料を作成し、中央会ホームページ等での情報提供を行った。

- 国保新聞及び国保情報の発行を行った。
- (10) 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策
- 新型コロナウイルス感染症への対応として、政府の指針等に基づき必要な感染拡大防止措置を講じつつ、職員等の感染防止、継続的な事業の運営の実施に努めた。
 - 政府の基本的対処方針、東京都からの協力依頼・要請に基づき、陽性者の療養期間及び濃厚接触者の待機期間の変更など、中央会における新型コロナウイルス感染症の対応について必要な見直しを行い、職員に周知・徹底を行った。
- (11) 災害対策
- 被災用備蓄品や非常食及び飲料水等については、人員の配置状況、賞味期限等に応じて適切に管理を行い、不足分について追加調達を実施した。また、災害時における必要な物資について拡充の検討を実施した。
 - 災害対策の訓練として、安否確認サービスによる災害通知メールの送受信テスト、避難経路・避難場所の確認等を実施するとともに、災害時に迅速に対応できるよう業務継続計画の確認等を通じて、初動対応手順等について理解を深めた。

【Ⅳ】 分野別主要事業

○各分野の主要な事業は以下のとおりである。なお、事業実施にあたり、着実な事業運営を図り、かつ、事態に即応して機動的に対応することとする。

<p>〔1〕 国保連合会・国保中央会のめざす方向の策定</p> <p>(1)国保連合会・国保中央会のめざす方向の策定</p> <p>(2)策定に係る協議を通じた意識統一と一体感の醸成</p>	<p>○「国保連合会・国保中央会のめざす方向」検討委員会の開催（4月19日、7月6日、10月14日、11月30日、3月1日）</p> <p>○厚生労働省担当部署への制度改正等要望事項に関する議論の整理(案)の説明・要望（3月～8月）</p> <p>○全国国保連合会総合調整会議での報告・承認（4月20日、8月1日、8月23日、12月20日、3月14日）</p> <p>○定期理事会での承認（3月22日）</p> <p>○定期総会での承認（3月30日）</p> <p>○地方協議会会長県国保連合会常勤役員・事務局長合同会議での協議（4月26日）</p> <p>○地方協議会での協議（5月18日、19日、20日、24日、27日、1月18日、20日、23日、25日、2月6日、8日）</p>
<p>〔2〕 次期国保総合システムの更改作業等の着実な推進</p> <p>(1)令和6年度更改への対応</p> <p>(2)令和8年度共同開発への対応</p> <p>(3)令和5年度開発に係る国庫補助要請</p> <p>(4)開発費用及び運用費用の財源確保</p>	<p>○次期国保総合システムの開発</p> <p>○受付領域の共同利用に向けた支払基金及び関係事業者との協議、システム開発</p> <p>○在り方検討会の工程表に基づく支払基金との以下の共同開発体制への参画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査支払システム共同開発準備室（令和3年度より） ・審査支払システム共同開発アドバイザー・ホド（5月18日、30日、6月21日、27日、8月30日、10月11日、3月14日） ・審査支払システム共同開発作業班（1月10日、16日、23日、30日、2月6日、13日、20日、3月27日） <p>○全国国保連合会総合調整会議において状況報告及び決議に向けた協議（4月20日、6月22日）</p> <p>○臨時理事会及び定期総会において決議を採決（6月29日）</p> <p>○財源確保に関する厚生労働省に対する要望</p>
<p>〔3〕 各種標準システムの更改方針等の策定と安定運用</p> <p>(1)国保総合システムの安定運用</p> <p>(2)後期高齢者医療請求支払システムの安定運用</p>	<p>○システムの保守管理及び安定的運用支援</p> <p>○制度改正及び新たな事業等への対応（令和4年度診療報酬改定、高齢者窓口負担割合変更対応）</p> <p>○訪問看護療養費レセプト電子化の開発</p> <p>○各種会議・説明会等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合システムステアリング・コミティ（6月23日、8月30日、3月16日） ・国保総合システム部会（4月28日、6月17日、8月4日、9月27日、11月30日、2月24日） ・次期国保総合システム担当者説明会（4月27日、7月25日、12月19日） <p>○システムの保守管理及び安定的運用支援</p> <p>○機器更改に向けた調査研究事業の検討</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ○訪問看護療養費レセプト電子化対応、高齢者窓口負担割合変更対応 ○後期高齢者医療請求支払システム担当者説明会（9月16日）
<p>(3)国保保険者標準事務処理システムの安定運用</p> <p>①国保事業費納付金等算定標準システム</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○システムの保守管理及び安定的運用支援 ○機能改善
<p>②国保情報集約システム</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○機器更改（クラウド移行）開発業者の調達 ○機能改善（DVフラグの即時連携等） ○国保情報集約システム・市町村事務処理標準システム検討会の開催 ○国保情報集約システムに係る国保連合会向け説明会（5月10日、12月15日） ○システム保守管理、安定的運用支援
<p>③市町村事務処理標準システム</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○機能改善、制度改正 ○システム保守管理、安定的運用支援 ○導入促進への対応 ○自治体システム標準化に向けた取組
<p>(4)オンライン請求システム等の安定運用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○システムの保守管理及び安定的運用支援 ○オンライン請求NWにおける同時接続数の増強 ○オンライン請求システム担当者説明会（5月11日、31日）
<p>(5)後期高齢者医療広域連合電算処理システムの安定運用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○機能改善、制度改正 ○システム保守管理、安定的運用支援 ○機器更改（クラウド化）への対応 ○自治体システム標準化に向けた取組
<p>(6)保健事業に係るシステムの安定運用</p> <p>①特定健診等データ管理システム</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○特定健診等データ管理システムの保守管理、安定運用支援 ○制度改正への対応（後期高齢者の窓口負担割合見直しに係る対応・事業主健診（40歳未満）情報の閲覧対応） ○次期システムの更改方針策定に向けた「次期システム検討会」の開催、更改方針策定に向けた検討 ○令和3年度特定健康診査等の実施状況に関する報告 <NDB報告件数（市町村国保）> <ul style="list-style-type: none"> ・保険者数 1,738保険者 ・特定健康診査受付件数 6,494,635件 ・特定保健指導受付件数 208,457件 ○令和4年度の全国決済の実施状況 <ul style="list-style-type: none"> 県外分件数 169,761件（対前年比 94.6%） 県外分金額 1,680,885,873円（ " 94.5%） 差引件数 137,412件（ " 95.2%） 差引金額 1,333,541,509円（ " 95.2%）
<p>②KDBシステム</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○KDBシステムのシステム保守管理、安定運用支援 ○制度改正（診療報酬改定対応）、機能改善への対応 ○次期システム更改方針の策定に向けた対応 <ul style="list-style-type: none"> ・システム更改の開発に係る業者調達、開発着手（8月）
<p>(7)介護保険審査支払等システムの更改方針等の策定と安定運用</p> <p>①令和7年度システム更改に向けた対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○システム更改に向けた更改方針の検討
<p>②現行システムの安定運用に向けた対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○システムの改修、保守管理及び安定運用支援 <ul style="list-style-type: none"> ・審査支払等システム ・伝送ソフト

<p>③ケアプランデータ連携システムの開発</p> <p>④介護情報基盤の整備に関する検討</p> <p>(8)障害者総合支援給付審査支払等システムの更改改方針等の策定と安定運用</p> <p>(9)今後のシステム開発・運用方針等を踏まえた対応</p> <p>(10)情報セキュリティ対策の推進</p> <p>(11)標準システムの開発・運用を効率的に進めるための体制の見直し</p> <p>(12)標準システムのインボイス制度への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護給付費単位数表標準マスタ ・介護保険審査支払等システム ・電子請求受付システム <p>○制度改正・報酬改定への対応</p> <p>○ケアプランデータ連携システムの開発及び安定運用支援</p> <p>○介護情報基盤整備に関する検討</p> <p>○システム更改に向けた更改方針の検討</p> <p>○障害福祉サービスデータベースへのデータ連携業務を行うためのシステム改修</p> <p>○「システム開発プロセス標準」等関係規程類の見直し</p> <p>○クラウド化に向けた実現性検証ガイドラインの策定</p> <p>○業務系・情報系ネットワークの安定稼働の実施</p> <p>○情報系ネットワークの更改作業の実施</p> <p>○医療保険部、情報システム部の認証取得</p> <p>○標準システムのクラウド化等を見据えた情報システム部を中心とした中央会組織の見直し検討</p> <p>○国保総合システム及び後期請求支払システム ・対応方法の検討及びシステム改修</p>																				
<p>[4] 審査支払業務改革の推進</p> <p>(1)審査基準及びコンピュータチェックの統一化の推進</p> <p>(2)審査の充実・強化のための対応</p> <p>①特別審査の充実</p> <p>②連合会における審査の充実(審査の判断基準及びコンピュータチェック内容の統一に向けた取組を含む)</p>	<p>○審査基準の統一化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8割以上の連合会が採用している審査基準及び8割未満であっても医学的根拠が明確なものについて全国統一の基準とすることし、793項目（医科480項目、歯科313項目）をその対象とした（3月） <p>○令和4年10月国保総合システムのコンピュータチェックの全国統一</p> <p>○支払基金とのコンピュータチェックの整合性に向けた取組み（月1回）</p> <p>○特別審査委員会（毎月）</p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">令和4年度取扱件数</td> <td style="padding-left: 20px;">62,448件</td> <td style="padding-left: 20px;">（対前年度比</td> <td style="padding-left: 20px;">107.1%）</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">・医科</td> <td style="padding-left: 20px;">61,261件</td> <td style="padding-left: 20px;">（</td> <td style="padding-left: 20px;">" 107.0%）</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">・歯科</td> <td style="padding-left: 20px;">1,117件</td> <td style="padding-left: 20px;">（</td> <td style="padding-left: 20px;">" 112.0%）</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">・漢方</td> <td style="padding-left: 20px;">70件</td> <td style="padding-left: 20px;">（</td> <td style="padding-left: 20px;">" 127.3%）</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">・再審査</td> <td style="padding-left: 20px;">20,353件</td> <td style="padding-left: 20px;">（</td> <td style="padding-left: 20px;">" 98.0%）</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・特別審査の対象は、医科38万点以上（心臓疾患は70万点以上）、（稀少手術例（肝移植・心移植・肺移植）は点数に関わらず）、歯科20万点以上、漢方4,000点以上 <p>○特別審査の充実（事務共助、審査委員との連携数値目標の設定）等</p> <p>○審査結果事例の分析及び連合会への情報提供（毎月）</p> <p>○画面システムを用いた特別審査レセプトの処理 （電子レセプト件数（再掲）医科52,969件、歯科784件、漢方70件）</p> <p>○全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会の開催（6月28日、9月26日、12月1日、3月2日）</p> <p>○同役員会の開催（6月6日、9月5日、11月11日、2月7日）</p> <p>○全国国保診療報酬審査委員会歯科部会長等連絡会議の開催（7月26日、1月30日）</p> <p>○全国国保連合会常務処理審査委員連絡会議の開催（11月</p>	令和4年度取扱件数	62,448件	（対前年度比	107.1%）	・医科	61,261件	（	" 107.0%）	・歯科	1,117件	（	" 112.0%）	・漢方	70件	（	" 127.3%）	・再審査	20,353件	（	" 98.0%）
令和4年度取扱件数	62,448件	（対前年度比	107.1%）																		
・医科	61,261件	（	" 107.0%）																		
・歯科	1,117件	（	" 112.0%）																		
・漢方	70件	（	" 127.3%）																		
・再審査	20,353件	（	" 98.0%）																		

<p>(3)さらなる効率的な審査業務のための対応</p> <p>[5] オンライン資格確認等システムの安定運用及び開発等の推進</p> <p>(1)中間サーバ等の安定的かつ効率的な運営</p> <p>(2)オンライン資格確認等システムの安定的かつ効率的な運営</p> <p>(3)オンライン資格確認等システムの基盤を活用したデータヘルス集中改革プランへの対応</p>	<p>29日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医科審査基準統一推進検討会の開催（5月10日、7月29日、10月3日、1月11日） ○歯科審査基準統一推進検討会の開催（7月5日、1月5日） ○審査支払業務検討委員会の開催（4月28日、5月31日、6月24日、7月20日、8月22日、10月28日、2月1日） ○システム委員会・審査支払業務検討委員会合同会議の開催（1月17日、3月10日、23日、29日） ○同委員会審査技術検討グループの開催（6月8日） ○全国国保連合会審査担当課（部）長会議の開催（4月13日、5月23日、7月7日、9月1日、26日、11月4日、12月2日、3月28日） ○連合会審査担当職員研修（初任者研修）の実施（4月8日104名）（4月15日 78名） ○連合会審査担当職員研修（エキスパート研修）の実施（8月29日～8月30日 87名） ○連合会要望に即した研修支援（ブロックからの依頼を含む）（東北・北海道地区、東海北陸地区、中国地区、四国地区） ○審査事務共助知識力認定試験の実施（11月8日） ○審査事務共助知識力認定のための試験委員会の開催（5月27日、8月9～10日、9月8～9日、1月27日） ○審査事務共助知識力認定試験フォローアップ研修の実施（2月6日） ○審査支払業務検討委員会ワーキンググループの開催（4月27日～28日、5月30日～31日、6月28日～30日、7月27日～29日、8月29日～31日、9月28日～30日、10月26日～28日、11月28日～30日、1月30日～2月1日、2月27日～3月1日、3月27日～29日） <p>○コンピュータチェックの充実（令和5年2月審査時点）</p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;"></td> <td style="text-align: right;">項目</td> <td style="text-align: right;">（対前年度比 %）</td> </tr> <tr> <td>・医科算定ルールチェック</td> <td style="text-align: right;">4,728項目</td> <td style="text-align: right;">（対前年度比113.8%）</td> </tr> <tr> <td>・歯科算定ルールチェック</td> <td style="text-align: right;">3,624項目</td> <td style="text-align: right;">（ " 128.5%）</td> </tr> <tr> <td>・調剤算定ルールチェック</td> <td style="text-align: right;">352項目</td> <td style="text-align: right;">（ " 159.3%）</td> </tr> <tr> <td>・医科審査支援チェック</td> <td style="text-align: right;">11,116項目</td> <td style="text-align: right;">（ " 98.5%）</td> </tr> <tr> <td>・医科縦覧・横覧チェック</td> <td style="text-align: right;">2,545項目</td> <td style="text-align: right;">（ " 93.1%）</td> </tr> <tr> <td>・歯科縦覧チェック</td> <td style="text-align: right;">890項目</td> <td style="text-align: right;">（ " 104.3%）</td> </tr> <tr> <td>・医科突合チェック</td> <td style="text-align: right;">927項目</td> <td style="text-align: right;">（ " 100.0%）</td> </tr> </table> <p>○療養費システム検討ワーキンググループの開催（6月29日、7月26日、8月29日）</p> <p>○支払基金と共同で設置した実施機関においてシステムの安定運営を実施。</p> <p>○実施機関と中央会関係部署が連携し、必要な開発実施</p> <p>○支払基金と共同で設置した実施機関においてシステムの安定運営を実施。</p> <p>○実施機関と中央会関係部署が連携し、必要な開発の実施</p> <p>○診療情報の開発への対応及び運用開始後の安定的かつ効率的な運営</p> <p>○電子処方箋の稼働に向けた準備及び稼働</p> <p>○マイナンバーカードと保険証の一体化への対応</p> <p>○医療DX、診療報酬改定DXへの対応</p>		項目	（対前年度比 %）	・医科算定ルールチェック	4,728項目	（対前年度比113.8%）	・歯科算定ルールチェック	3,624項目	（ " 128.5%）	・調剤算定ルールチェック	352項目	（ " 159.3%）	・医科審査支援チェック	11,116項目	（ " 98.5%）	・医科縦覧・横覧チェック	2,545項目	（ " 93.1%）	・歯科縦覧チェック	890項目	（ " 104.3%）	・医科突合チェック	927項目	（ " 100.0%）
	項目	（対前年度比 %）																							
・医科算定ルールチェック	4,728項目	（対前年度比113.8%）																							
・歯科算定ルールチェック	3,624項目	（ " 128.5%）																							
・調剤算定ルールチェック	352項目	（ " 159.3%）																							
・医科審査支援チェック	11,116項目	（ " 98.5%）																							
・医科縦覧・横覧チェック	2,545項目	（ " 93.1%）																							
・歯科縦覧チェック	890項目	（ " 104.3%）																							
・医科突合チェック	927項目	（ " 100.0%）																							

<p>[6] 保険者機能の発揮等保険者・自治体への支援</p> <p>(1)高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施への取組</p> <p>(2)保健事業の推進</p> <p>①データヘルス計画の実施支援等</p> <p>ア. 特定健診・特定保健指導の推進</p> <p>イ. 糖尿病性腎症重症化予防事業の横展開</p> <p>ウ. KDBシステムの活用促進</p> <p>エ. 日本健康会議「健康づくりに取り組む5つの実行宣言2025」達成に向けた支援</p> <p>②地域包括ケアシステム整備の推進</p> <p>③新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種等への対応</p>	<p>○高齢者の保健事業ワーキング・グループの開催（WEB会議9月13日、2月1日）</p> <p>○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る支援者研修会（動画配信_6月上旬、テレビ会議_6月20日 連合会192名、都道府県154名・広域連合153名 計499名）</p> <p>○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進に向けた研修会（ウェビナー_11月25日 市区町村3,468名、都道府県314名、広域連合139名、連合会193名、地方厚生局28名、厚労省3名 計4,145名）</p> <p>○保健事業・データヘルス等推進委員会 「令和5年度の中央会保健事業の基本的な方針について」（WEB会議_9月7日、2月7日）</p> <p>○国保連合会保健事業及び保険者協議会担当課（部）長・担当者会議（WEB会議_5月20日開催 264名）</p> <p>○「保健事業支援・評価委員会」委員による報告会（ウェビナー_12月21日開催 支援・評価委員120名、連合会164名 計284名）</p> <p>○国保・後期高齢者ヘルスサポート事業運営委員会（WEB会議_6月24日、12月15日、3月23日）</p> <p>○国保・後期高齢者ヘルスサポート事業運営委員会ワーキング・グループ（WEB会議_10月3日、3月2日）</p> <p>○国保・後期高齢者ヘルスサポート事業ガイドライン改訂（3月）</p> <p>○連合会開催の「糖尿病性腎症重症化予防セミナー〔令和3年度〕実施状況調査集計報告」の作成</p> <p>○国保連合会保健師及び保健事業担当者研修会（動画配信_3月31日）</p> <p>○連合会職員に対するKDB利活用推進研修会の開催（計5回：新任担当者向け3回、新任担当者向け以外2回 ※動画視聴による講義を含む）</p> <p>○KDBデータを活用した腎機能予測結果の還元プロジェクトの実施 ・予測結果の試行的還元（一部自治体によるモデル事業の実施） ・連合会担当者向け説明会の開催（YouTube配信_2月）</p> <p>○KDBシステムの在り方等に関する検討（KDBシステム部会・国保連合会保健師部会）</p> <p>○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に資するKDBシステム等のビッグデータ活用方策に関する調査研究事業への参画</p> <p>○「日本健康会議の「健康づくりに取り組む5つの実行宣言2025」の取組に対する支援のあり方検討班」開催（計2回：WEB会議_6月9日、WEB会議_8月9日）</p> <p>○「日本健康会議2022」（10月4日）</p> <p>○在宅保健師等会の運営支援 全国連絡会役員会（WEB会議_11月10日）、全国連絡会（DVD配布_2月14日）</p> <p>○第36回地域医療現地研究会（5月13日-14日）</p> <p>○第62回全国国保地域医療学会（9月16日-17日）</p> <p>○連合会における円滑な事業実施に向けた支援</p> <p>○システム保守管理、安定的運用支援</p>
--	---

<p>④風しん対策への対応</p> <p>(3)保険者努力支援制度等を活用した保険者機能の発揮への支援</p> <p>①保険者努力支援制度等のインセンティブを活用した取組への支援</p> <p>②保険者協議会の活動の推進</p> <p>③第三者行為求償事務の充実強化</p> <p>④保険者支援事業の実施</p>	<p>○流行初期医療確保措置に係る請求支払業務の受託</p> <p>○予防接種の費用請求支払等の業務の受託</p> <p>○連合会における円滑な事業実施に向けた支援</p> <p>○システム保守管理、安定的運用支援</p> <p>○KDBシステムの利活用の検討</p> <p>○国保・後期高齢者ヘルスサポート事業の取組による連合会に対する支援</p> <p>○連合会職員に対するKDBシステム操作研修の実施を通しての保険者支援</p> <p>○保険者協議会事務局への支援</p> <p>○保険者協議会中央連絡会（WEB会議_3月15日）</p> <p>○保険者協議会中央連絡会担当者打合せ（4月22日、WEB打合せ_2月14日）</p> <p>○国保連合会保健事業及び保険者協議会担当課（部）長・担当者会議（WEB会議_5月20日開催 264名）（再掲）</p> <p>○第三者行為求償に関する損害保険団体との協議（2月）</p> <p>○第三者行為求償事務研究会（9月）</p> <p>○連合会第三者行為求償事務担当職員等研修（6月・12月）</p> <p>○保険料（税）適正算定マニュアル等の保険者への普及促進</p> <p>○国保保険料（税）等に係る基礎力向上研修（7月）</p> <p>○後発医薬品利用差額通知に係るコールセンターの運営連合会への情報提供（毎月）</p> <p>○全国国保運営協議会会長等連絡協議会（2月28日）テレビ・Web会議</p> <p>○全国決済業務</p> <p>県外分診療報酬等全国決済業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県外分件数 39,875,653件（対前年度比 103.5%） ・ 県外分金額 1,180,206,395,866円（ // 103.5%） ・ 差引件数 12,588,405件（ // 105.0%） ・ 差引金額 255,792,456,852円（ // 104.1%） <p>県外分出産育児一時金等全国決済業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県外分件数 13,812件（対前年度比 96.4%） ・ 県外分金額 5,704,679,516円（ // 96.1%） ・ 差引件数 7,845件（ // 96.4%） ・ 差引金額 3,240,387,674円（ // 96.1%） <p>県外分保険者間調整療養費等全国決済業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県外分件数 55,337件（対前年度比 95.1%） ・ 県外分金額 1,401,057,962円（ // 92.9%） ・ 差引金額 626,254,130円（ // 78.1%） <p>県外分風しん抗体検査等費用全国決済業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県外分件数 21,996件（対前年度比 46.2%） ・ 県外分金額 108,206,193円（ // 51.5%） ・ 差引件数 9,428件（ // 38.6%） ・ 差引金額 42,289,987円（ // 44.6%） <p>県外分新型コロナウイルスワクチン接種等費用全国決済業務</p> <p>※令和3年5月（4月請求）より取扱開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県外分件数 3,506,886件（対前年度比33.5%） ・ 県外分金額 9,322,624,586円（ // 38.9%） ・ 差引件数 1,691,029件（ // 28.1%） ・ 差引金額 4,469,451,228円（ // 32.6%） <p>○国民健康保険特別高額医療費共同事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象件数 20,949件（対前年度比 103.5%）
--	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付金総額 18,064,859,659円 (" 106.4%) ○ 後期高齢者医療特別高額医療費共同事業 ・ 対象件数 21,026件 (対前年度比 106.5%) ・ 交付金総額 8,430,065,225円 (" 108.1%)
<p>(4)介護保険事業の推進 ①共同受付事務の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 共同受付センターによる介護給付費の請求に係る共同受付業務等
<p>②介護給付適正化事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護給付適正化システムの改善及び保守管理等 ○ 連合会等が行う介護給付適正化事業の支援
<p>③保険料の年金からの特別徴収等事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別徴収に係る経由機関業務 ○ 経由機関業務システムの改修、保守管理及び安定運用支援 ○ 年金生活者支援給付金に係る経由機関業務
<p>④介護給付費等に関する全国決済業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県外分介護給付費等データ交換及び全国決済業務
<p>⑤介護保険関係業務に関する説明会、会議、研修等の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 連合会介護保険担当者等に対する説明会・研修等
<p>⑥介護保険に関する統計等の資料整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護保険業務関係資料の作成
<p>(5)障害者総合支援事業の推進 ①共同受付事務の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 共同受付センターによる障害福祉サービス等給付費の請求に係る共同受付業務等
<p>②障害者総合支援給付費に関する全国決済業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県外分障害者総合支援給付費データ交換及び全国決済業務
<p>③審査機能の強化に向けた検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者総合支援審査事務研究会での検討 <ul style="list-style-type: none"> ・ 請求時の点検機能強化 ・ 台帳情報等参照機能（市町村等支援システム）の充実 ・ 市町村等の二次審査の推進（市町村等の二次審査にかかる好事例集取りまとめのための全国の市町村等への実態調査を実施）
<p>④障害者総合支援給付関係業務に関する説明会、会議等の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 連合会担当者に対する説明会、研修会の実施
<p>⑤障害者総合支援給付費に関する統計等資料の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者総合支援給付業務関係資料の作成
<p>(6)制度改善強化に向けた取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国保制度改善強化全国大会（11月18日 砂防会館） <ul style="list-style-type: none"> ・ 砂防会館に全国の市町村長、国保関係者参集 ＜決議内容＞ <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療保険制度の一本化を早期に実現すること。 ・ 国保の財政基盤強化のための公費投入の確保を確実に実施するとともに、保険者努力支援制度等が有効に活用されるよう、適切な評価と財政支援の充実を図ること。 ・ 普通調整交付金が担う自治体間における所得調整機能は、今後も堅持し、見直しを行わないこと。 ・ 新型コロナウイルス感染症の影響が続く中で、国保制度の運営の安定を図るとともに、医療・保健・介護の人材及び公立病院等の医療提供体制を確保するため、地方自治体及び国保連合会に対して十分な支援措置を講じること。 ・ 子どもの医療費助成等の地方単独事業に係る国庫負担減額調整措置の全廃及び子どもに係る均等割保険料（

	<p>税)の軽減制度の拡充を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者の国保等への加入の議論については、見直しを行わず国としての責任を果たすこと。 ・国保総合システムは、医療分野におけるDX推進の柱であり、次期更改や運用に当たっては、市町村等保険者に追加的な財政負担が生じないように、国の責任において必要な財政措置を確実に講じること。 ・国保連合会が地方自治体の医療・保健・介護・福祉業務支援の役割を十分に果たせるよう、必要な措置を講じること。 ・国民の健康保持・増進及び医療費適正化に向けKDBシステムの更なる活用を進めるため、制度的役割の拡充を図るとともにシステム更改等に係る財政措置を講じること。 ・オンライン資格確認等システムの普及やデータヘルス改革の推進に当たっては、国の責任において財政支援の充実をはじめ必要な措置を講じること。 ・国民健康保険組合の健全な運営を確保すること。 <p>○国保制度改善のための陳情活動(11月18日) ○大会運営委員会(第1回:10月14日 参集・テレビ・Web会議、第2回:11月17日) ○データブック「国保のすがた」の配布</p>
<p>[7]効果的で効率的な事業運営の実施と人材の育成・確保</p> <p>(1)国保中央会定款変更</p> <p>(2)令和5年度における連合会負担金の協議</p> <p>(3)効率的な事業運営の徹底及び業務効率化等によるコストの削減</p> <p>(4)財源の確保・財務構造の改善</p> <p>(5)人材の育成・確保</p> <p>①国保中央会人材育成・確保計画の策定</p> <p>②連合会・中央会職員の階層別研修などの実施</p>	<p>○現行の法令及び業務実態に即した規定の一部改正</p> <p>○電磁的対応(電磁的記録・電磁的方法)に関する規定の新設</p> <p>○介護保険及び障害者総合支援システム関係負担金の承認</p> <p>○国保情報集約システム初期構築負担金の承認</p> <p>○地方協議会交付金の廃止、地方開催の「全国国保連合会常勤役員会議」及び「全国国保連合会事務局長会議」の東京開催、中央会役職員の旅費負担の見直し等を実施</p> <p>○負担金の適正な管理執行・国庫補助の獲得要請</p> <p>○「国保中央会システム人材育成・確保計画」の実行計画案の策定</p> <p>○連合会・中央会初任者研修 テレビ会議 (1班 4月5日～7日 60名) (2班 4月12日～14日 98名)</p> <p>○連合会・中央会中堅職員研修 参集+テレビ会議 (1班 2月2日～3日 49名) (2班 2月8日～9日 34名)</p> <p>○連合会・中央会新任係長研修 テレビ会議 (1班 5月25日～27日 42名) (2班 6月1日～3日 69名)</p> <p>○連合会・中央会新任課長研修(7月6日～7日 71名) 参集+テレビ会議</p> <p>○連合会幹部研修(7月27日～28日 25名) 参集+テレビ会議</p> <p>○連合会・中央会IT研修(9月7日～9日) テレビ会議 新任者66名、新任システム業務担当者55名、聴講者多数</p> <p>○医療費等データ評価・分析研修 テレビ会議、YouTube掲載 (基礎講座①②③④⑤ 12月1日、実践講座⑥⑦ 12月2日)</p>

<p>③中央会内職員への業務研修の実施</p>	<p>○スキルアップ研修「メンタリングによる後輩育成と自己成長」 (7月8日、7月20日 計37名)</p>
<p>(6)連合会・中央会の連携・協力体制の強化</p>	<p>○研修派遣を含め総勢72名の連合会職員の派遣を受け、連合会派遣職員、中央会職員が一丸となり中央会業務を実施 ○渉外担当理事の設置</p>
<p>(7)適正な会計事務の実施</p>	<p>○国保総合システムに係る資産譲渡へ向けた準備 ○インボイス制度への対応 ○未計上の再発防止策に基づく予算執行管理</p>
<p>(8)人事・給与制度の見直し</p>	<p>○中央会における定年年齢の延長等に係る対応方針策定及び中央会給与規程等各種規程の改正</p>
<p>(9)調査研究・統計・広報の充実</p>	<p>○医療保険、国保財政等に関する調査研究 ○冊子「国保のすがた」の作成 ○連合会・中央会の業務運営に関する取組事例集の充実 ○都道府県国民健康保険団体連合会事業の概況 ○国民健康保険の実態 ○保険者別財政診断分析表、保険者規模別国保財政診断指数表、国保財政レポート ○国民健康保険・後期高齢者医療 医療費速報 ○連合会審査支払業務統計（月次・年間） ○国保新聞の発行 ・送付先：国保保険者・関係団体 ・発行回数：年間34回 ○国保情報の発行 ・送付先：49団体 ・発行回数：年間46回</p>
<p>(10)新型コロナウイルス感染症の感染防止対策</p>	<p>○必要な感染拡大防止措置の実施 ○政府等からの要請を踏まえた中央会の対応の見直し</p>
<p>(11)災害対策</p>	<p>○被災備蓄品の適切な管理・調達 ○被災備蓄品の拡充の検討 ○災害対策本部の設置訓練</p>

【Ⅱ】組織の概要

1. 設立年月日

昭和34年1月1日

(昭和23年11月11日設立の社団法人全国国民健康保険団体中央会を改組)

(平成24年4月1日に公益社団法人へ移行)

2. 定款に定める目的

この会は、保険者がその目的を達成するために設立した全国の国民健康保険団体連合会を会員とする公益社団法人として、国民健康保険事業、高齢者医療事業、健康保険事業、介護保険事業及び障害者総合支援事業の普及、健全な運営及び発展を図り、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。

3. 定款に定める事業内容

- 一 国民健康保険診療報酬及び健康保険診療報酬の審査（国民健康保険団体連合会の委託に係るものに限る。）並びに審査及び支払に関する指導（総会又は理事会で決定された方針等に関するものに限る。以下同じ。）及び支援
- 二 公費負担医療の審査（国民健康保険団体連合会の委託に係るものに限る。）並びに審査及び支払に関する指導及び支援
- 三 後期高齢者医療診療報酬の審査（国民健康保険団体連合会の委託に係るものに限る。）並びに審査及び支払に関する指導及び支援
- 四 出産育児一時金、家族出産育児一時金、出産費及び家族出産費（国民健康保険団体連合会の委託に係るものに限る。）の直接支払に関する指導及び支援
- 五 介護給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業費の審査及び支払に関する指導及び支援
- 六 自立支援給付費及び障害児給付費（以下「障害者総合支援給付費」という。）の審査及び支払に関する指導及び支援
- 七 国民健康保険団体連合会の取り扱う県外分診療報酬（後期高齢者医療に係るものを含む。）の支払に要する費用の相互決済に関する業務の受託
- 八 国民健康保険団体連合会の取り扱う県外分介護決済対象費用及び障害者総合支援給付費の支払に要する費用の相互決済に関する業務の受託
- 九 国民健康保険団体連合会の取り扱う県外分特定健康診査及び特定保健指導の費用等の支払に要する費用の相互決済に関する業務の受託
- 九の二 国民健康保険団体連合会の取り扱う県外分出産育児一時金等の支払に要する費用の相互決済に関する業務の受託
- 九の三 国民健康保険団体連合会の取り扱う保険者間調整に係る県外分保険給付費の支払に要する費用の相互決済に関する業務の受託
- 十 著しく高額な医療費に係る高額医療費共同事業（後期高齢者医療に係る特別高額医療費共同事業を含む。）の実施

- 十一 保険料の特別徴収における経由事務の実施
- 十二 保険者及び国民健康保険団体連合会の業務の共同化に関する支援
- 十三 保険者が行う保健事業等（保健事業、療養の給付等に要する費用の適正化のための事業、その他の国民健康保険事業の安定化を図るための事業をいう。以下同じ。）に関する調査研究及び保険者相互間の連絡調整並びに保健事業等に関する専門的技術又は知識を有する者の派遣、情報の提供、実施状況の分析及び評価その他の必要な援助
- 十三の二 国民健康保険連合会が行う診療報酬請求書及び特定健康診査等に関する記録に係る情報その他の国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資する情報の収集、整理及び分析並びにその結果の活用に関する事務に対する必要な援助
- 十三の三 医療保険情報提供等実施機関として行う次に掲げるシステムの開発、運用及び保守並びに当該システムを用いて行う情報の収集、整理、利用及び提供に関する業務
 - イ 医療保険者等向け中間サーバー等
 - ロ オンライン資格確認等システム
 - ハ オンライン資格確認等システムの基盤を利用して構築されるシステム
- 十三の四 介護保険制度及び障害者総合支援制度に関する事業を円滑に実施するために必要な業務
- 十四 国民健康保険関係者、後期高齢者医療関係者、介護保険関係者及び障害者総合支援関係者の業務に必要な研修
- 十五 国民健康保険事業、高齢者医療事業、介護保険事業及び障害者総合支援事業に関する調査研究
- 十六 その他保険者及び国民健康保険団体連合会に対する助成及び業務の支援
- 十七 国民健康保険制度等運営を円滑に行うため、保険者、被保険者に対し制度の周知をはかることを目的とした新聞等発行等の広報事業
- 十八 前各号に掲げる事業を実施するに際して必要となる国民健康保険団体連合会間の連絡調整
- 十九 その他この会の目的を達するために必要な事業

4. 所管官庁に関する事項

内閣府

5. 会員の状況

47都道府県国民健康保険団体連合会

6. 主たる事務所

東京都千代田区永田町一丁目11番35号 全国町村会館

7. 役員等に関する事項（令和4年度）

（任期 令和4年6月29日～令和6年6月に予定している定期総会の終結のときまで）

名誉会長	平井伸治	全国知事会会長	鳥取県知事	
会長	岡崎誠也	全国市長会国保対策特別委員会委員長	高知県高知市長	非常勤
副会長	古口達也	全国町村会副会長	栃木県茂木町長	〃
理事長	原勝則			常勤
常務理事	池田俊明			〃
理事	齋藤俊哉			〃
〃	稲垣仁			〃
〃	中西真治	鳥取県福祉保健部長		非常勤
〃	山本邦彦	北海道国保連合会理事長		〃
〃	舛甚悟	青森県国保連合会常務理事		〃
〃	齊藤滋宣	秋田県国保連合会理事長	能代市長	〃
〃	佐藤広	東京都国保連合会理事長		〃
〃	大久保雅一	神奈川県国保連合会常務理事		〃
〃	南英治	福井県国保連合会理事長		〃
〃	濱村圭一	長野県国保連合会常務理事		〃
〃	萩原綾子	静岡県国保連合会常務理事		〃
〃	小澤尚司	愛知県国保連合会専務理事		〃
〃	水野謙二	大阪府国保連合会理事長	阪南市長	〃
〃	橋本安弘	奈良県国保連合会常務理事		〃
〃	藤本博	山口県国保連合会常務理事		〃
〃	渡辺純正	高知県国保連合会常務理事		〃
〃	原節治	佐賀県国保連合会常務理事		〃
〃	清山知憲	宮城県国保連合会理事長	宮崎市長	〃
監事	黒澤正明			常勤
〃	須河弘美	富山県国保連合会常務理事		非常勤
〃	内藤佐和子	徳島県国保連合会理事長	徳島市長	〃

8. 事務局の組織

(1) 部及び課の設置状況（令和5年3月31日現在）

部（人）	課
総務部（19人）	総務課 会計課 調整課
企画部（9人）	企画調査課 事業・研修課
広報部（5人）	広報課
医療保険部（18人）	共同処理業務課 請求支払業務課 保険者業務課
保健福祉部（20人）	介護保険課 障害者総合支援課 保健事業課
審査部（16人）	審査企画課 審査業務課
情報システム部（12人）	管理課 開発課
番号制度対策本部（8人）	—

※事務局長（1人）は、特定の部署に属さないため含めていない。

(2) 職員の状況（令和5年3月31日現在）

職員数 ()内は昨年度の人数	年度内増減		平均年齢	平均勤続年数
	増	減		
108人（107人）	10人	9人	44歳6ヶ月	14年2月

事業報告の附属明細書

令和4年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」は存在しない。